

# 相・続・通・信 第46号



相続手続支援センター®

令和元年 11月

HP も是非ご覧ください!

相続 長野

検索

「相続」「長野」で検索!

長野駅前店

〒380-0921

長野県長野市栗田 292 番地

☎ : 0120-49-1322

TEL:026-223-1322

松本駅前店

〒390-0816

長野県松本市中条 1-14

☎ : 0120-97-3713

TEL:0263-35-6481

飯田店

〒395-0152

長野県飯田市育良町 2-14-2 ア' -ジ ョ 2 1F

☎ : 0120-13-6415

TEL:0265-25-2552



今年も早いもので、残すところあと 2 か月弱となりました。今年は各シーズンで自然災害の多い年で、心身ともに、なかなか落ち着かない一年だったかと思えます。先の台風 19 号で被害にあった方々にはお見舞い申し上げます。一日も早く元の生活に戻れることを願っております。

さて相続手続支援センターでは、長野駅前店にて「事例から学ぶ相続法の改正」、松本駅前店にて「意外と知らない! 相続税の実務」と題しまして、それぞれ下記の内容にてセミナーを開催致します。どちらのセミナーも参加費用は無料ですが、予約制となっております。定員になり次第、締め切らせて頂きますので参加希望の方は、各店舗の電話番号までお早めにご連絡ください。

長野  
会場

事例から学ぶ  
相続法の改正

松本  
会場

意外と知らない!  
相続税の実務

講師：宮寄 忍 (相続手続支援センター相談員)

40年ぶりの改正となった相続法。

「配偶者居住権」とは? 「遺言書作成」の際に気を付けることは? いつからなにがどのように変わり、私たちにどんな影響があるのか事例を交えながら詳しくお伝えします。

開催日時

令和元年 12月18日(水)

14:00~15:30 (受付開始 13:45~)

場所：ホクト文化ホール 第二会議室

(住所：長野市若里 1-1-3)

参加：無料(要予約) 定員：30名

持ち物：筆記用具

ご予約は長野駅前店へ

☎0120-491-322

(受付時間 8:30~17:30)

第一部 相続税評価について

講師：木内 綾音 (税理士法人成迫会計事務所)

少し踏み込んだ土地の相続税評価や、税務調査で見られがちな預金のこと、相続が発生したら残しておいたほうが良い書類など、実際の事例を交えながら、より相続税評価の理解を深めて頂ける内容を予定しています。

第二部 相続の誤解と正しい対策の考え方

講師：井上 敦史 (税理士法人成迫会計事務所)

「うちは財産が少ないから相続では揉めない」「相続税を減らすために借金をしなきゃ!」など、よくある相続の誤解とその問題点を解説し、正しい相続対策の考え方をお伝えいたします。

開催日時

令和元年 12月20日(金)

14:00~16:00 (受付開始 13:30~)

場所：市民タイムスみすず野ホール

(住所：松本市島立 2000)

参加：無料(要予約) 定員：20名

持ち物：筆記用具

ご予約は松本駅前店へ

☎0120-97-3713

(受付時間 8:30~17:30)





## 自転車損害賠償保険等の加入義務化について



令和元年（2019年）10月1日から長野県内で自転車を利用する際には、自転車損害賠償保険等への加入が義務化されました。（長野県自転車の安全で快適な利用に関する条例第14条）

自転車だから大丈夫、自転車ならば大事にはならない、と思われがちですが、全国的に自転車と歩行者の事故で、歩行者に重篤な傷害を負わせ、その賠償額が高額になる事例が発生しています。過去の事例では、男子小学生（11歳）が夜間、帰宅途中に自転車で走行中、歩行中の女性（62歳）と正面衝突し、女性が寝たきりとなった事故について、加害児童の保護者に対し9,520万円もの支払いを命じる判決が言い渡されました。（神戸地方裁判所、平成25年（2013年）7月4日判決）日本損害保険協会調べでは、自転車に乗っていた加害者に対し、数千万円もの支払いを命じる判決がいくつも見られます。

事故に遭わないように日々、自転車の安全運転を心がけることはもちろんのことですが、万一の事故でご自身やご家族が加害者となってしまったときに、被害者の救済とともに損害賠償責任を負うことによる経済的な負担を軽減するためにも、この機会に自転車損害賠償保険等への加入の有無の確認をしましょう。



### 自転車事故に備えるための保険

保険の種類	事故の相手		自分
	生命・からだ	財産（モノ）	生命・からだ
個人賠償責任保険	○	○	×
傷害保険	×	×	○

上記保険は自転車事故に限らず、日常生活における事故も補償の対象となります。

自転車事故への備えの保険は、上記の2種類があげられます。長野県条例で加入の義務化がされたのは、個人賠償責任保険となります。個人賠償責任保険は、現在加入されている火災保険や傷害保険、自動車保険などに特約としてつけることができる場合があります。ご加入の保険会社に確認をしてみましょう。また、PTAの保険や、各種共済、TSマーク付帯保険やクレジットカードの付帯保険などで、個人賠償責任保険に加入することも可能です。

最近では、自転車関連事故に対象を絞ることで、個人賠償責任の保険金が1億円以上でも保険料が月額100円台の保険も増えているようです。LINEアプリで加入できる「自転車ライフ安心保険」は月額100円でスマホから申し込みができます。全日本交通安全協会の「サイクル安心保険」は、Web申し込みで年額1,230円、郵送申し込みでも年額1,430円です。その他、多数の保険会社で同様の保険商品が出ています。

今回の条例により、ご自身のご家族の保険の確認をし、必要に応じて保険加入を行うだけでなく、自転車でも大きな事故につながることを再認識いただき、安全運転を心がけましょう。保険のご相談承ります。お気軽にご相談ください。

